

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新居浜市は、児童扶養手当事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

新居浜市長

## 公表日

令和7年3月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、受給者(申請者)・配偶者・対象児童・扶養義務者の住民基本台帳情報・所得情報・年金受給情報等を審査し、児童扶養手当の受給認定・手当額決定・資格喪失決定等を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 1. 認定請求書の受理・審査・認定・通知等 2. 現況届の受理・審査・決定等 3. 児童扶養手当証書の交付等 4. 各種届の受理・審査・決定・通知等 5. 他自治体等からの児童扶養手当状況等照会への回答 6. 公金受取口座登録制度に登録された口座情報を取得し給付
③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 児童扶養手当資格情報ファイル 2. 児童扶養手当給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項及び別表 項番56 2. (番号法)別表の主務省令で定める事務を定める命令 第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	1. (番号法)第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(情報提供)項番17、20、42、72、89、90、125、141、155(情報照会)項番81 2. (番号法)第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(情報提供)16、22、44、91、127、143、154条(情報照会)83条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 こども局 こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所福祉部こども局こども未来課
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
	[      ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>マイナンバーは申請者から直接取得することを徹底し、住基ネット照会時には4情報(氏名、住所、生年月日、性別)または住所を含む3情報による照会を行っています。取得後は複数人で確認し、上長が最終確認を実施しています。書類やデータは暗号化や施錠管理を行い、廃棄時には保護責任者の事前承認の取得、適切な方法での廃棄、管理台帳への記録及び保護責任者への報告を徹底しています。さらに、定期的なプロセス見直しを行うことにより、リスク軽減を図っています。また、職員研修を実施することにより、特定個人情報の取扱いの意識向上に努めています。</p>

9. 監査	
実施の有無	[ ] 自己点検                      [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査                      [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている                      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策                      [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策                      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である                      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限のない職員による不正利用リスクへの対策として、業務に必要な職員にのみアクセス権限を付与し、不要な権限は制限しています。異動や退職時には迅速に権限の変更・削除を行い、定期的な見直しも実施しています。また、アクセス履歴や操作ログの監視・記録を行い、不正利用の兆候を早期に発見できる体制を整備しています。さらに、二要素認証を導入し、堅実な認証プロセスを通じて不正アクセスを防止しています。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月15日	I 5 ②所属長の役職名	藤田 憲明	子育て支援課長	事後	様式変更による。
令和2年3月13日	II 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	令和2年3月11日時点	事後	
令和2年3月13日	II 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	令和2年3月11日時点	事後	
令和4年3月16日	I 4. ②法令上の根拠	(番号法)第19条第7号	(番号法)第19条第8号	事後	
令和5年3月20日	I 1. ②事務の概要		6. 公金受取口座登録制度に登録された口座情報を取得し給付	事後	
令和5年3月20日	I 1. ③システム名称		4. 申請管理システム	事後	
令和5年3月20日	I 3. 法令上の根拠		3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項、第5条	事後	
令和5年3月20日	I 4. ②法令上の根拠		3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(情報照会)9条	事後	
令和5年3月20日	I 5. ①部署	福祉部 子育て支援課	福祉部 こども局 子育て支援課	事後	
令和5年3月20日	I 8. 連絡先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所福祉部子育て支援課	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所福祉部こども局子育て	事後	
令和5年3月20日	II 1. 対象人数	令和2年3月11日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和5年3月20日	II 2. 取扱者数	令和2年3月11日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和6年5月10日	I 5. ①部署	福祉部 子育て支援課	福祉部 こども局 こども未来課	事後	
令和6年5月10日	I 5. ②所属長の役職名	子育て支援課長	こども未来課長	事後	
令和6年5月10日	I 8. 連絡先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所福祉部こども局子育て支援課	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所福祉部こども局こども未来課	事後	
令和7年3月28日	I 3. 個人番号の利用法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一 項番37 2. (番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項、第5条 4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第15号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表 項番56 2. (番号法)別表の主務省令で定める事務を定める命令 第29条	事後	現行の番号法に合わせて修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月28日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号及び別表第二 (情報提供)項番13、16、26、30、47、64、65、87、106、116 (情報照会)項番57 2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供)10、12、19、35、36、44、53、59条 (情報照会)31条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 (情報照会)9条	1. (番号法)第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第2条の表 (情報提供)項番17、20、42、72、89、90、125、141、155 (情報照会)項番81 2. (番号法)第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令 (情報提供)16、22、44、91、127、143、154条 (情報照会)83条	事後	現行の番号法に合わせて修正
令和7年3月28日	II 1. 対象人数	令和5年2月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月28日	II 2. 取扱者数	令和5年2月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月28日	II 9. 監査	自己点検	内部監査	事後	
令和7年3月28日	IV 8. 人手を介在させる作業	項目なし	項目追加に伴い、当該項目への回答を行った。	事後	様式変更による。
令和7年3月28日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	項目追加に伴い、当該項目への回答を行った。	事後	様式変更による。